

商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する会長声明

2015年（平成27年）1月30日

兵庫県弁護士会

会長 武本夕香子

- 1 本年1月23日に、農林水産省及び経済産業省は、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を定め、商品先物取引について不招請勧誘（勧誘を要請しない個人への訪問や電話による勧誘）の禁止を緩和することを公表した。

当会は不招請勧誘の禁止を緩和することに従前より強く反対してきたものであり、消費者保護について極めて重大な悪影響を及ぼすことが明らかなこの度の規則改正に強く抗議するとともに、不招請勧誘禁止の緩和を直ちに撤回するよう政府に対し求める。

- 2 今回の規則改正は、65歳未満であり、年収が800万円以上又は金融資産が2,000万円以上である者等に対しての不招請勧誘を、条件付きで容認するものである。

- 3 我が国の商品先物取引においては、個人に対する訪問や電話勧誘をきっかけとする悪質な消費者被害が多発してきた経緯があり、特に2000年（平成12年ごろ）以降において業者による違法な勧誘に対する損害賠償訴訟が多数提起され、高齢者に対する勧誘について適合性原則違反を認め業者に損害賠償を命じる判決が相次いだ。

しかし、司法による事後的救済（訴訟など）によって救済されるものはあくまで消費者被害の一部であり、業者による違法勧誘を抑止する実効的な方法としては勧誘を要請しない個人への訪問や電話による勧誘を禁止することこそが最も重要であることを、日弁連、各弁護士会及び消費者団体は強く訴えてきた。

このような実情を踏まえ、平成23年1月施行の商品先物取引法で不招請勧誘が原則禁止されることになった。そして、不招請勧誘の禁止を導入したことは商品先物取引における違法勧誘及び消費者トラブルの抑止に今日まで大いに寄与してきた。

- 4 にもかかわらず、今回の規則改正により、一定の顧客に対して、商品先物取引のリスク等を理解していることの確認を条件に不招請勧誘を容認することは、消費者保護に携わる関係者の多年の努力により整備されてきた消費者保護体制を大きく後退させるものである。

今回の省令では、商品先物取引のリスク等を理解していることを確認することが条件とされているが、これによって違法勧誘を抑止する効果は期待できない。

何とかして契約締結に結びつけたい立場の業者の勧誘担当従業員が、勧誘しようとする相手である顧客について、その理解度を適正にチェックすることは期待できず、業者による理解度の確認は形式ばかりのものになる恐れが強い。このことは、商品先物取引被害について違法勧誘を認めた多数の裁判例に顕れた過去の被害事例からして明らかである。

- 5 以上の通り、不招請勧誘の禁止を緩和することは、商品先物取引における消費者保護を大きく後退させることが明らかであるから、当会は、政府に対して、不招請勧誘禁止の緩和を直ちに撤回するよう強く求めるものである。

以上